

財産の取得について（追認）（小学校教師用指導書）

令和6年度に購入した小学校の教師用指導書1,862冊について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定されている予定価格3,000万円以上の動産の買入りに該当していたにもかかわらず、議決を経ないまま契約していたものです。

1 発覚の経緯

他の自治体における同様案件のインターネット報道を受け確認したところ、議会の議決に付さずに、令和6年4月に購入していたことが判明しました。

2 経過

- 8月29日（木） インターネット報道で把握
- 8月30日（金） 市長へ一報。早急に全庁調査をするよう指示
- 9月4日（水） 市長へ調査結果の報告。速やかに議会手続を取るよう指示
- 9月5日（木） 正副議長へ報告
- 9月9日（月） 報道発表

3 発生原因

教師用指導書という図書である消耗品が、取得に議決を要する財産に該当するという認識が不足していたことにあります。

4 調査結果

舞鶴市行政文書取扱規程の文書保存期間の規定に基づき、全庁的に過去5年に遡って調査したところ、該当は本事案のみでした。

5 再発防止

議決を要する契約の手続について、全部署・全職員に対し改めて周知徹底を図るとともに、事務マニュアルの改訂、財務事務研修における内容の見直し、組織的なチェック体制の構築等を行い、このような事態が発生しないよう、全庁を挙げて再発防止に取り組んでまいります。